

福山市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長、福山市教育委員会教育長及び福山市公平委員会委員長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2023年（令和5年）9月29日

福山市監査委員 林 浩 二

福山市監査委員 山 下 清

福山市監査委員 池 上 文 夫

福山市監査委員 連 石 武 則

2021年度（令和3年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>スポーツ振興課</p> <p>スポーツ施設の指定管理について</p> <p>スポーツ施設（50 か所）は、指定管理者として公益財団法人福山市スポーツ協会に管理させている。当該スポーツ施設の使用料徴収は、同法人に委託して実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>指定管理者から提出される報告内容は十分精査し、必要に応じて修正をさせるなど、適切な指導を行われたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2022年度（令和4年度）分の報告においては、指定管理者に対して適切な報告となるよう指導するとともに、市に提出された報告内容と財務会計システム上の金額を突合するなど十分精査し、適正であることを確認した。</p>